

高知工科大学公立大学法人化検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 学校法人高知工科大学の公立大学法人化を円滑に進めるため、必要な事項を審議する機関として、高知工科大学公立大学法人化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人組織・運営に関すること。
- (2) 評価制度に関すること。
- (3) 中期目標、中期計画に関すること。
- (4) 人事・労務及び財務・予算に関すること。
- (5) 財産管理に関すること。
- (6) その他公立大学法人の設立にあたり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 第2条に定める事項について、具体的な検討を行うため、委員会に専門部会を置く。
- 3 専門部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。
- 4 専門部会に関する事項は、別に定める。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、政策企画部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、平成21年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、政策企画部私学・大学支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月28日から施行する。

別表 1 (第 3 条 1 項関係)

区分	委員	備考
設置者	政策企画部長 総務部長	
高知工科大学	学長 事務局長	

別表 2 (第 3 条 3 項関係)

区分	委員	備考
設置者	政策企画部副部長 政策企画部私学・大学支援課長 総務部財政課長 総務部管財課長	
高知工科大学	事務局次長 総務統括部長 企画調整部長	